民間資金等活用事業推進委員会 第34回計画部会 議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第34回計画部会 議事次第

令和5年5月12日(金)14:30~ オンライン開催

1 開会

2 議事

- (1) アクションプラン(令和5年改定版)(案)について
- (2) 各種ガイドラインの改正(案)について

3 閉会

<配付資料>

- 資料 1-1 PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版) (案)の概要
- 資料1-2 アクションプラン(令和5年改定版)(案)
- 資料 1-3 アクションプラン(令和 5年改定版)(案)見え消し版
- 資料2-1 ガイドライン改正案の概要
- 資料 2-2 プロセスガイドライン改正案_新旧対照表
- 資料 2-3 V F M ガイドライン改正案 新旧対照表
- 資料2-4 契約ガイドライン改正案_新旧対照表
- 資料2-5 運営権ガイドライン改正案_新旧対照表

〇田村参事官 皆さん、こんにちは。お時間ですので、ただいまから民間資金等活用事業 推進委員会の第34回計画部会を開催させていただきたいと存じます。

事務局を務めます、内閣府参事官の田村でございます。よろしくお願いします。

先生方には、本日もお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、計画部会の先生方12名中11名の委員、専門委員の皆様に御出席をいただいております。定足数である過半数に達しておりますので、部会が成立しておりますことをまず御報告申し上げます。

本会議はウェブ会議システムを活用し、委員、専門委員、各省庁の傍聴者はオンラインで参加していただいております。傍聴されている方につきましては、カメラ及びマイクのボタンは押さないよう御注意願います。

なお、本日の資料の取扱いについてですが、規則の第5条に基づきまして、アクションプランの改定内容に直接関わる資料1-1、1-2、1-3及び関連する参考資料につきましては、非公表とさせていただきまして、また、本日の議事録につきましては、アクションプラン改定後の公表とさせていただければと考えております。

それでは、以後の議事につきまして、山口部会長にお願いしたいと存じます。よろしく お願いします。

○山口部会長 部会長を務めております、山口です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、本日の議事に入りますが、資料の取扱いについては、事務局から御説明のあったとおりとさせていただきます。

まず、議事(1)について、事務局から御説明をお願いいたします。

○茨木企画官 事務局のPFI推進室、茨木でございます。よろしくお願いいたします。 では、アクションプランの概要を説明させていただきます。

前回の計画部会、3月10日におきまして、アクションプランの改定の方向性、お示しを させていただきました。様々な角度から御提言、御意見を頂戴しました。いただいた御意 見につきましては、参考資料2にまとめてございます。

また、参考資料2の5ページにありますとおり、3月28日に開催しました事業推進部会におきましても、アクションプランの改定の方向性について紹介をさせていただきまして、御意見を頂戴しております。いただいた御意見の多くは、アクションプランの記載よりもう一段深い、解像度の高い、非常に具体的な論点やアドバイスを多く頂戴いたしました。全てアクションプランの記載に反映できているわけではないのですけれども、アクションプラン改定後におきましても、いただいた御意見をしっかり実際の施策実行に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、資料1-1に入らせていただきます。

1ページでございますが、今回のアクションプランの改定のポイント、3つの柱にまとめてございます。1点目が「事業件数10年ターゲットの設定」、これは新しい項目でございますので、後ほど説明をさせていただきます。2点目が「新分野の開拓」、3番目が

「PPP/PFI手法の進化・多様化」ということでございまして、2点目、3点目につきましては、前回の計画部会でお示しをした項目をまとめたものでございます。

それでは、2ページに行きます。1つ目の柱「事業件数10年ターゲット」ということでございまして、現行のR4アクションプランでは、5年の件数目標ということで、当初5年間の重点実行期間で少なくとも具体化すべき事業件数として、特に公共施設等運営事業、通称いわゆるコンセッションを中心として、各重点分野で合計70件の目標を定めているところでございます。今回はその事業手法、やり方も広げた上で、10年間で具体化を狙っていく事業件数10年ターゲットを各重点分野で設定をしたいと思っています。その数は575件ということで、現在の70件の8倍以上ということで、かなり野心的な数字を設定してございます。

スライドの下のほうにございますけれども、特に上水道、下水道、工業用水道、水道分野につきましては、公共施設等運営事業に加えまして、それに準ずる効果が期待できる新たな官民連携方式として「ウォーターPPP」ということで強力に推進をして、裾野拡大を図っていきたいと考えています。具体的なスキームは今、府省連携して検討中なのですけれども、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする、そういった方式を検討しているところでございます。

3ページですけれども、これは各重点分野における5年件数目標と。右側が今回新しく 設定する10年ターゲットの内訳を明示しております。

4ページ、お願いします。2つ目の柱「新分野の開拓」ということで、この項目につきましては、前回の資料から構成は大きく変更ございません。本文でまた紹介をさせていただきます。

6ページの「PPP/PFI手法の進化・多様化」ということで、これもローカルPFI、また、 地域の経営視点を持った官民連携、また、技術・サービスの機動的導入ということで、こ れも構成としては前回お示ししたシナリオと一緒でございます。

それでは、本文に行かせていただきたいと思います。資料1-3の見え消し版で説明をさせていただきます。

まず、目次でございますけれども、新しく項目立てしたところ、4点ございますので、 紹介いたします。

12行目の「PPP/PFI手法の進化・多様化」、これが新しい項目、また、17行目「PPP/PFIによるカーボンニュートラルへの貢献」、19行目「PPP/PFIの活用を推進する新たな分野の開拓」、23行目「ローカルPFIの推進」、これが新しく設けた項目でございます。

本文の1ページでございます。「基本的な考え方」ということで、4行目以降、財政負担の軽減のみならず、社会課題の解決と経済成長を同時に実現するものであり、引き続き新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として推進していくということを冒頭に記載を、もともとあったので、これを冒頭に移動したということでございまして、強調させていただきました。また、期待される効果は4点ございまして、それをそれぞれ項目立

てして分かりやすく整理をしたというものでございます。

2ページでございますけれども、最後のほう、29行目以降ですね。地域における活用拡大のためのローカルPFIを推進するというところを記載してございます。

3ページです。28行目、手法の進化・多様化ということで「地域経営型官民連携」の必要性であったり、4ページの2行目からは、新技術やサービスの機動的導入について新たに記載をしております。

次、6ページからが具体的な推進施策というところで、13行目、カーボンニュートラルへの貢献ということを新しく立てております。①として、治水機能、水力発電、ダム立地地域の地域振興の3つの政策目標を実現する「ハイブリッドダム」、これにつきまして、国交省管理の3つのダムでケーススタディーを実施して、令和6年度以降に公募を行うダムを選定するという記載を追加してございます。また、②として、公共施設への太陽光発電設備の導入補助に際しPPA事業に限定すると。また、ESCO事業等を活用した省CO2設備の導入、再エネだけでなくて需要側の取組ということも記載をしてございます。③がグリーンインフラの実装ということで追記をしています。

次、7ページです。これは新たな活用モデルということで、①が「地域経営型官民連携」の取組ということで、新たな官民連携ビークル、これについて先行事例の形成であったり、また、知見を収集して手引に反映する、横展開を図る、こういったことを追記しています。②が、PFI事業等で新技術やサービスを円滑に導入するスキームやインセンティブについて、事例も踏まえて整理して、横展開を図る。③が、空き家等の既存の小規模なストック、これを自治体が所有しながら、公共施設等運営事業によって活用していくという、いわゆるスモールコンセッションの推進のために、手続の簡素化・円滑化等を進めていくということを記載しております。

次、8ページでございます。⑤といたしまして、令和4年11月に成立した改正港湾法に基づいて、みなと緑地PPPの導入促進を図っていくということ。⑥といたしまして、河川敷地における新たな民間投資を創出して地域活性化と河川管理の効率化、この両立を図る「RIVASITE」という取組を進めて、より有用な制度改正に向けた検討を行っていくことを記載してございます。

次、9ページです。19行目、①自衛隊施設の整備に関して、各駐屯地・基地等の施設の 集約化・再配置等の整備計画を策定する中でPFI等を活用していくということです。②として「漁港及び漁場の整備等に関する法律」、これは今、国会審議中ということでございますが、これに基づきまして、官民連携によって漁港施設及び水面の有効活用を図ることについて、具体的スキームの検討を行っていくということを追記してございます。

次、10ページです。⑥公営駐車場ということで、PFIの導入や民間との連携による駐車場経営の改善、そういった総合的なマネジメントを地方公共団体において積極的に進められるよう、ガイドラインの充実、優良事例の横展開等を行うというものでございます。

次に、13ページからが地方公共団体の機運醸成という項目でございまして、飛びまして、

14ページですね。「ローカルPFIの推進」ということで具体的に何をしていくかということで、①としまして、ローカルPFIを評価するための指標を検討して公共団体に示していく、また、事業者選定時の評価における地域企業の参画の有無、地域経済への貢献等の考慮についてガイドラインに記載をするということ。また、②ですけれども、優先的検討において、地域経済社会への貢献など多様な効果を評価することを促進する、また、内閣府が行っている導入可能性調査支援に際しまして、ローカルPFIの検討を要件化していく、そういったことを記載してございます。

16ページ、22行目です。事後評価の取組もより充実させていくということで、実施状況等、定期的に調査を行って、公共団体の負担軽減等の観点から、運用改善等を検討していきたいというものでございます。

ページが飛びますけれども、28ページからが重点分野の目標ということで、先ほど御説明しました10年ターゲットに関するところが20行目からになります。「さらに」以降ですね。令和13年度までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット「事業件数10年ターゲット」を設定して、案件形成の加速化を図ると。もともとありました5年件数目標とこの事業件数10年ターゲットを併せまして、進捗を毎年度フォローアップして、PDCAサイクルを実施していくということを記載しております。

29ページ以降は、それぞれの重点分野において、この10年ターゲットの設定も踏まえて、 施策の拡充を様々図っております。

資料1-1で御説明をしました3本の柱立てに即したところを重点的に説明させていただきました。

アクションプランの改定案の御説明、以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございます方は、挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次指名させていただきます。

なお、この議事(1)につきましては、アクションプラン改定案の方針に係る内容です ので、ぜひ委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。ありがとうございます。

アクションプランの中身について幾つか教えていただきたいのですけれども、まず、前回の計画部会の中でも意見としてあったと思うのですけれども、地域経営などをやって地域包括協定を結ぶのはいいのだけれども、具体的な事業化をしていく中で包括協定を結んだ相手がその事業化された案件そのものを取っていくということがどうやったらやっていけるのか、あるいはそういうことをやっていかないと包括協定を結んでもあまり民間の人たちが乗り気になれないのではないかという意見があったかと思うのですけれども、そこについては、アクションプランでは、今、概括的な記載としては3ページの「iii)PPP/PFI

手法の進化・多様化」というところで触れていらっしゃるのかという気はするのですけれども、ここから事業者の選定や政府調達の規制との関係でどのようにやっていくのかに対して、どういう取組を今後やっていくのかの記載をどのように落とし込もうとされているのかが読んでよく分からなかったところがあって、そこの考えを教えていただきたいというのが1点目です。

あと2つありまして、具体的な重点分野のほうの話になってしまうのですけれども、10年でやっていくという28ページなどですかね。重点分野のところで、10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲットを設定して、その進捗をフォローアップ、そして、PDCAサイクルを実施するという記載になっているのですが、イメージがつかなかったのは、ターゲットは狙うと書いてあって、別に達成するわけでもないのだろうという感じだとすると、どうPDCAしていくのだろうかというのが分からなくて、狙っているというのは、達成はできないけれどもそう思っているという感じにもなってしまうので、PDCAといってもどこでどのようにモニターしていって、それに対してどう改善していくというところが、どのような尺度でやるのかが分かりにくかったところで、そのお考えを伺わせていただきたいと。

最後が、30ページの「水道」のところの、まさに令和13年度までに100件の具体化を狙うと言っている中にウォーターPPPというものがあって、脚注を見ると、どのようなものかはまだ検討中と書いてあって、どのようなものかは検討中なのだけれども令和13年度までに100件の具体化というものが、言い方が適切かどうか分からないですけれども、記載として若干見切り発車っぽい感じに読めて、どれぐらいこの狙いに対して狙うに値するというか、狙うのに貢献し得るものとしての方式だというところについて、どれぐらいこれを出す側として裏づけを持っていらっしゃるのかが、記載だけ見るとまだどのようになるか分からないという感じに読めてしまったので、その辺の狙っているというのと検討熟度のバランスが取れていないような気もして、そこについてどういう整理あるいは考え方なのかを教えていただきたいと思いました。

以上、3点です。よろしくお願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございました。

差し当たり高橋委員のみ挙手されていましたので、ここで事務局から回答できる内容については御回答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○阿部補佐 内閣府PFI推進室の阿部でございます。

1点目の地域経営視点を持った官民連携の件につきまして、今後の事業化へのステップついての御質問についてお答えさせていただきます。まず、これも見切り発車と思われてしまうかもしれないのですけれども、実際のところとしては、どういった形で推進していくかについて、今年度、自治体の方や事業者と意見交換をしながら進めていきたいと予定しています。それぞれどういった課題意識を持っているのか、どういった支援ニーズを持っているのかをしっかりと把握していきたいと考えているところでございます。事業化に

あたっては、包括連携協定を結ぶのか、もしくはPFI推進室では地域プラットフォームも推進しているところではございますので、プラットフォームを活用していくのがよいのかという点を検討していきたいと思っております。事業化にあたっては官民対話を促進していくことが重要と思っておりますので、対話の手法をしっかりと検討してまいりたいと思ってございます。

以上です。

- ○高橋委員 ありがとうございました。
- ○山口部会長 よろしいでしょうか。
- ○茨木企画官 10年ターゲットのところもよろしいでしょうか。具体化を狙うというところなのですけれども、これは5年目標が少なくとも具体化するというところの対比で書かせていただいておりまして、かなり達成もそう簡単ではない野心的な数字というところで狙うということを表現しておりますけれども、当然これに向けて最大限各府省で取り組んでいくことは変わりないと考えています。

その上で「水道」のところ、水道、下水道、工業用水道ですけれども、ウォーターPPPのスキームについては、今、内閣府も含めまして最終的な調整段階というところで、アクションプランを策定する頃にはそういった姿を見せられるのではないかと思っているのですけれども、コンセッションに準ずるという効果が得られるということで、公共施設運営権の設定はなくとも長期で性能発注で管理と改築を一体にお任せするような、そういったスキームを検討しているところでございます。

以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。

最初の1点目のところなのですけれども、恐らく議論していく中では、本当に効果のあるものとするためには、政府調達規制との関係で民間企業さんが抽象的なレベルから関わればその事業が取れるというところまで制度的には担保してあげるというところまでやってあげられるのかがすごく大きなテーマになると思っていまして、そこについてできれば踏み込んで御検討の場が設けられれば、そして、それを何らかの形で世に出せれば非常にいいのかと思っておりますので、このアクションプランの記載というよりは、このテーマに関する達成すべき課題というか、そういうものとしてそういうことをぜひ意識していただきたいと思っております。

あとは御説明いただいたところで、PDCAのところで狙うというところは、ぜひなるべく そこに近づくような形でPDCAを回すというところを意識していただければよろしいかと思 っております。

以上です。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、加藤委員、難波委員、朝日委員の順で御発言をいただきたいと思います。 まず、加藤委員からお願いいたします。 ○加藤委員 委員の皆さんは既に御存じのことかもしれませんが、13ページに導入可能性 調査のことがあり、伴走型の支援と書いてあるのですけれども、どれぐらいの成功率とい うか、まず教えていただければと思います。

それから、伴走型の支援という場合に、地方自治体によっては必要な伴走の程度や種類がかなり違って、伴走しても伴走にならず、実現しないケースがあると思います。この辺りも事実を教えていただければと思うのです。いかがでございましょうか。

- ○山口部会長 それでは、難波委員、お願いいたします。
- ○難波委員 難波です。

アクションプランの細かな文言に関してではなくて、最初の資料1-1のスライドの6ページのところで、ローカルPFIの契約の履行状況の確認、効果検証といった文言があるのですけれども、この点に関して、ここの文言がというよりは今後の話だとは思うのですが、地方のPPP/PFIでの例えば地元の雇用であったり、地元の経済効果みたいなところの話をし始めると、例えば事務所で買っているボールペンはどこから調達したかとか、作業員の方がコンビニでお弁当を買ったみたいな話になってしまっているような案件とかもあって、そういったものを目指しているのではないのだと。今後の話だと思うのですが、ローカルPFIといったときに、こういった地域の経済効果であったりというものをもう少し具体的に示していっていただけるといいなと思いましたというのが1点目です。

もう一点が、今度はアクションプランのほうで、18ページに「民間提案の積極的活用」というところがあって、これはこれまで御説明いただいた内容をおおむね網羅しているのかと思いつつも、何となくもう少し例えば本当に窓口が分散してしまうような事業、主体となる公共公的機関が複数あるような事業に対してどういう取組をするかとか、そういった記述があるといいなと思いながら読んでいました。これはコメントです。

取りあえずそれで終わりにします。

- ○山口部会長 ありがとうございました。それでは、朝日委員、お願いいたします。
- ○朝日委員 ありがとうございます。

初めに、導入のところでコスト削減だけではなくて地域課題だとかというところを強調していただいたのはよかったと思っています。その上で、地域経営、ローカルの話なのですけれども、お話にも出ていたかと思うのですけれども、地域経営と大きく考えると、今の施設にどのように参入してもらえるかというより、もうちょっと上流のところの共有が必要になってくるのかという印象を受けました。公共施設などでも、要は、公共側がここに対して手を挙げてくださいという形ではなくて、再編計画とか、例えば施設を廃止しなくてもこんなことができるという段階から参加してもらえるような。というのはなかなか難しいかもしれないのですが、地域経営という方向に行くためには、そういった意思決定の段階のもうちょっと上流での共有が必要なのかと思いました。これはアクションプランそのものというよりは考え方かもしれません。

アクションプランでローカルPFIの評価について書いてあって、今もお話があったのですけれども、この前もお話に出ました地域のバンドリングをやっているシュタットベルケのようなものだと、地域で効果があったというときに、どれぐらい地域企業から調達をしたかとか、雇用をしたかということを一つの効果にはしているのですけれども、そういった地域経済効果のようなものだけでは落ちてしまうものもあると思う。経済効果だけでも大変だと思うのですが、せっかくいろいろとウエルビーイングだとか多元的な評価の方向性も地域の経営の評価の中では出てきているので、評価の検討のときには、経済的な活性化プラス地域経済循環プラス多元的なものを目指す方向で行っていただければと思いました。

もう一つ、野心的な目標件数かもしれませんが、これだけ案件数を増やしていく中で、 地域プラットフォームの役割がいろいろなところに出てきて、これからも期待されている と思うのですけれども、地域プラットフォームの成果ですね。それもこれまでに議論があ ったら私が存じ上げていなくて申し訳ないのですけれども、当初と自治体の担当者が替わ ってしまった影響とか、いろいろな悩みを抱えていらっしゃるところもある気がするので すが、そういうことも聞くのですが、地域プラットフォームの有効性、実効性みたいなと ころの論点がありましたら、このアクションプランの背景として教えていただければと思 いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、一旦切りまして、これまでの3名の委員の方々の御意見を聞いて、事務局から御回答をお願いいたします。

○鈴木企画官 事務局の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いします。

最初に御質問がありました13ページの16行目ぐらいからのところ、導入可能性調査の伴走型の支援というところで、少し詳しく教えていただきたいという御質問がありました。実施方針の公表に近いところからより具体的な調査になりますし、そのより上流段階の簡易な調査など、いろいろな形の支援があると思います。それらの調査がどの程度案件形成に結びついているかというデータは手元にありませんが、印象としては、内閣府の補助金となる導入可能性調査のような実施方針に近い段階ですと、案件形成に結びついているという印象は持っています。引き続き内閣府も、関係各省もいろいろな形でいろいろな段階の支援事業を行っておりますが、案件形成にしっかり結びつけるというところが大事だと思いますので、できるだけ日頃からどういう形での支援がいいかも振り返りながら、案件形成に結びつくように取り組んでいきたいと思っています。

私からは以上でございます。

○阿部補佐 引き続き難波委員、朝日委員から指摘いただきましたローカルPFIの指標の件について御説明させていただきます。こちらはまず4月に多様な効果事例集をPFI室にて公表しております。今までPFIというところがVFM偏重であったという御指摘を踏まえて

作成しており、PFIには財政効果のほかにも効果があることを説明している資料集になっています。この事例集を皮切りに、いろいろなPFIの効果を図る指標を示していければと思ってございます。その中で、特に地域の社会や地域経済への波及効果があるようなものについてローカルPFIと位置づけようという形で整理しています。ですから、先ほどボールペンをどこから買ったというお話もありましたけれども、そういったミクロ的な視点ではなくて、もう少し幅広い視点を持ってPFIを評価していくような指標を例示していきたいと考えてございます。

もう一つ、地域経営の話について想定しているものについてですが、地域経営視点という話の発端としては、もともと広域化やバンドリングの話が、なぜ出てきたかという背景を探ると、どうしても自治体側の財政負担を削減しましょうという話からスタートしていたのですが、もっと地域の課題は何だろうというところに立ち返って、それを解決する手段として公共施設の整備が一つの解としてあるのだというところを突き詰めることが大事であると考えています。検討の上流の計画段階からしっかりと民間企業との意見交換ができるような体制づくりをしていきたいというところが地域経営視点に結びついております。案件形成が進んで施設整備をすることが決まってから官民対話をするというより、もっと上流のフェーズから対話をしていく組織体みたいなものを想定して、新たな官民連携ビークルという考え方を持っているところです。

以上です。

○茨木企画官 難波委員から民間提案についてお話がありました。18ページのところですけれども、窓口が分散してしまっているというところで、アクションプランには統一的な窓口の設置を自治体に促していくといったことで書いてございますので、それに取り組んでいきたいのですけれども、イメージとしては、同じ地域にあるのに例えば市役所と公社で受付が違うとか、そういったことで難しいところがあるといったイメージの御指摘かと思っていますので、これから公共団体に統一的な窓口の設置を促していく中で、そういった場合も極力東ねていただけるような、そういった問いかけというかお願いをしていくことをイメージして取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○鈴木企画官 最後、朝日委員がおっしゃった地域プラットフォームに関する活用の概略的な部分につきまして、目的としては、上流段階になりますけれども、PPP/PFIに対する理解度の向上というところがまずあります。産官学金のあらゆるプレーヤーが入って議論することによって、徐々に事業推進力の向上といいますか、より案件形成に近い方向に地域で持っていくというのが目的かと思っていまして、その機能が主に3つございます。一つが普及啓発・人材育成機能ということで、セミナーなどを開催しながら案件形成ができるような人材育成を推進していくということだと思います。それから、情報発信・官民対話機能ということで、特に行政が中心になるかと思いますが、情報提供、情報交換しながら官民対話を実施して、民間事業者の参入意向とか、そういうものも含めて案件形成に結び

つけていくということですし、交流機能ということで、産官学金のメンバーが、異業種間のネットワークを構築することによって案件形成に結びつけていくということで、上流から下流まで非常に広い機能があります。基本はその3つの機能を踏まえて地域プラットフォームを構築して、地域に合わせていろいろ拡大して、地域ごとに経営していくことが、第1段階から第2段階という感じかもしれませんが、非常に大事かと思っています。内閣府にも支援制度はありますし、内閣府もしっかりとやっていきたいと思っています。私からは以上です。

- ○茨木企画官 事務局は以上でございます。
- ○山口部会長 ありがとうございました。 加藤委員、難波委員、朝日委員、よろしいでしょうか。
- ○加藤委員 今、案件形成の確率みたいなものが上流か下流かによって違うという話なのですけれども、実際に拝見していて、良いコンサルさんが入るとか入らない、などで成功の確率が違うように私は見えています。そうすると、ここの文章として「検討段階に応じた」なのですけれども、実効性があるかどうかは分かりませんが、「多様な」という形で御検討いただいたらいいのではないかという気がしています。地方から見ると、趣旨が徹底していないのではないかという気がしております。
- ○山口部会長 ありがとうございました。

続きまして、宮川委員、吉田委員、本田委員の3名について御意見を伺いたいと思います。

では、宮川委員からお願いいたします。

○宮川委員 どうもありがとうございます。

私からも1点だけ御質問なのですけれども、事業件数10年ターゲットに関しまして、今回こちらに設定していただきましたことは、御説明いただいたとおり、PDCAを回して進捗を管理していくという点で非常にいいなと思っているのですけれども、一方で、事務局からの御説明でも何とも野心的な数字という表現があったとおり、数字としては非常に野心的な数字でありまして、この数字自体は今の時点で達成可能性が確実ということではないことはもちろん理解しているのですけれども、どのようにこれを設定しているのかが気になる方もいらっしゃると思いまして、例えば水道や下水道は5年で5件、6件だったのが、10年でざっくり100と置いているのかとか、恐らくそれぞれがこれを設定する基本となる考え方みたいなものがあるかと思うのですけれども、そういったもの一つ一つに関して、今、ここで御説明をしてくださいということではないのですが、きちんと説明できるような形で御準備されていますでしょうかということをお伺いしたいです。

- ○山口部会長 よろしいでしょうか。
 - 続きまして、吉田委員、お願いいたします。
- ○吉田委員 吉田でございます。

御説明ありがとうございました。私からは3点。今、宮川委員も触れましたけれども、

今回10年ターゲットといったものを新たにアクションプランの中に設定されたましたが、10年間で575件、件数もかなり大きく拡大しています。そもそも今回10年間で30兆円という目標があって、その30兆円の目標に対して575件というのは何割程度になるのかが、もしある程度積算されているのであればお聞かせ頂きたいといった点が一つ。

次に、地域プラットフォームですが、地域プラットフォームについては、県単位のプラットフォームの設置といったことで広域的な地域プラットフォームをこれまで進めてきているかと思います。一方、現状、なかなか都道府県単位では動かなくて、市町村のほうがプラットフォームを設置する動きも出てきているのではないかと思います。そうすると、今後そういった市単位でプラットフォームを設置していくに当たって、今後も同様に支援をしていくというスタンスなのかということと、そのときに、ガイドラインについては、地域プラットフォームは県単位を前提に策定しているので、そこら辺は少し市単位のものも言及をしていくのか、考え方をお聞かせいただければと思います。

それから、ローカルPFIについては、ローカルPFIといったときに、資料1-1を見ると、ローカルPFIにはPPPを含みますという注が記載されているのですけれども、こちら、アクションプランにも入っていたかどうかの確認です。見出しがローカルPFIになっているところについては見当たらなかったので、そこを確認させていただきたい。ローカルPFIと絡めてということなのですけれども、それを進めていくためには、今、記載していただいている内容に加えて、民間(地域)の事業者さんが参入しやすいようなスキームがどういうものなのかといった研究、これは事例で研究して横展開していくのが早いのかと思うのですけれども、研究していくことも重要ではないかと思いました。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございました。 それでは、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 まず、1ページですね。2行目以下で「基本的な考え方」が記載されたことを大いに評価したいと考えております。各自治体の地域課題の解決あるいは持続可能な都市経営の実現を後押しするものであり、そのことに感謝を申し上げたいと思います。

次に、12ページの19行目以下「ローカルPFIの推進」の記述のところでございます。これは文言の追加をお願いしたいのですが、③の「ローカルPFIの理解促進、案件形成」とあります。この後に「地域企業の参画」という文言を加えていただければと思います。依然として地域企業ではマンパワーあるいはノウハウが不足していることから、継続的かつ包括的な支援が必要であると考えております。

次に、13ページの18行以下、⑤のラスト2行でございます。これも文言の追加でございますが、「一部要件化する事業分野の更なる拡大」の後に「優遇措置」という言葉を加えていただければと思います。全国の自治体では優先的検討規程は策定しているものの、具体案件を検討した自治体の数が少ないことから、補助メニューを拡大するだけではなく、補助率のかさ上げですとか、優先採択を行うなどの優遇措置を導入することが有効である

と考えます。

最後でございますが、先ほど地域プラットフォームについての御意見も出ておりましたが、効果ということで本市の例を少し申し上げさせていただきますと、自治体の積極性であるとか、あるいは本気度というものは事業者の皆さんに伝わるということで、民間事業者からの提案が非常に活発に行われるようになってきました。例えばワークショップで参加者同士が連携して参画する、すなわちマッチングが自然に行われるようになってきております。あるいは、事業化の可能性について一定の効果が出ている、そういったメリットも出てきております。ただ、一方で、現場レベルでは、せっかくつくったプラットフォームが徐々に硬直化しているといった状況も出てきております。そこで、アップデートが常に必要であるということ、あるいは構成メンバーの実務担当者の育成であるとか、あるいは機運の醸成であるとか、そしてまた、非常に基本的な話ですけれども、性能発注に対する理解をいま一度浸透させていくなど、草の根的なサポートを引き続きお願いしたいと考えております。

以上であります。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの3名の委員の方々からの御意見について、御回答を事務局からい ただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○茨木企画官 「事業件数10年ターゲットの設定」の考え方ということで、これはそれぞれの分野で、例えば施設のそもそも対象となる母数ですとか、PPP/PFIに対するニーズですね。あとは官民連携の進捗状況等、そういったことを総合的に勘案して野心的な数字を設定したということでございます。

また、10年ターゲットとこの10年間で30兆円という目標に対しての関係ということで、 この10年ターゲットが進んでいくと、おおむねこの目標自体もかなり視野に入ってくると。 そういった数字設定だと認識をしているところでございます。

以上です。

〇鈴木企画官 市町村単位の地域プラットフォームに関する御質問だったと思いますので、そちらについてお答えします。市町村が主体となった地域プラットフォームがございまして、地域プラットフォームの協定制度というものを内閣府と国交省で一緒にやっていますけれども、この要件としては、地方公共団体に代表者に入っていただくのですが、それは県、政令市でなくても、基礎自治体でも構わないということです。そういう方が代表者になりまして、同一都道府県の中での地方公共団体につきましては、参画できる仕組みになるということでございますので、そういう意味で県全域、広域をカバーすることができるかと思っています。

富山市さんはいろいろな取組を過去からずっとしっかり取り組んでいただいておりまして、富山市ローカルだけではなくて県全体に広げて活動していただいていますので、こういった好事例などもしっかり紹介しながら、地域プラットフォームの底上げというような

- ことも我々の仕事としてしっかりやっていかないといけないかと思っています。 以上でございます。
- ○山口部会長 事務局からは以上でしょうか。 どうぞ。
- ○田村参事官 参事官の田村です。

本田委員から文章の追記について御意見を賜っていまして、一つはローカルPFIに「地域企業の参画」を入れてほしいということで、それは我々としても資料の中でそういう説明をさせていただいていますので、入れるような方向で考えたいと思いますが、私が聞き逃していましたので、もう一点の追記の話をおっしゃっていただけるとありがたいのですが。〇本田委員 「一部要件化する事業分野の更なる拡大」という、その後に「優遇措置」という言葉を加えていただければと思います。「優遇措置に向けて検討を行う」という表現になると思います。

- ○茨木企画官 見え消し版の資料の14ページのローカルPFIのところですか。違いますか。 失礼しました。
- ○本田委員 資料1-2の13ページの19行目です。
- ○茨木企画官 ここに対しまして「優遇措置」というのは、すみません。
- ○田村参事官 田村ですけれども、内閣府が行う補助事業の中に導入可能性調査の補助というものがあるのですが、その中でローカルPFIの検討を一部要件化するということを考えておりまして、これはこれでさせていただきます。「優遇措置」なのですけれども、要件化ですので、検討しませんというところはもうはじかれてしまうイメージですので、優遇以前になると。
- ○松川補佐 おっしゃっているのは、項目でいうと、優先的検討の推進のほうでよろしいですか。「PPP/PFI手法の優先的検討等の推進」の中の⑤のPPP。
- ○本田委員 そうです。⑤の最後の行ですね。「一部要件化する事業分野の更なる拡大や 優遇措置に向けて検討を行う」と。
- ○松川補佐 ありがとうございます。
- ○茨木企画官 交付金のインセンティブということですかね。
- ○本田委員 補助メニューの拡大だけではなくて、補助率のかさ上げなど、そういったものを導入するという意味合いを出せないかということで御提案申し上げました。
- ○茨木企画官 アクションプランにすぐ書くのは正直難しいところはあるかと思うのですけれども、そこは要検討ということにさせていただければと思います。ありがとうございます。
- ○本田委員 お願いします。
- ○山口部会長 事務局としては以上ですかね。
- ○松川補佐 吉田委員から最後に御指摘のあった、ローカルPFIの定義にPPPが入っているということがちゃんとアクションプラン上も書かれているかという点につきましては、最

初にローカルPFIという言葉が出てくる見え消し版の2ページの30行目の一番最後に「PPP/PFI(以下『ローカルPFI』という。)」ということで定義しております。 以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

宮川委員、吉田委員、本田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、大橋部会長代理、池田委員、大西委員の順でお願いしたいと思います。 まず、大橋部会長代理、お願いいたします。

○大橋部会長代理 ありがとうございます。

まず、基本的な考え方として、4つの柱を中心にしていくという方向性については賛同しているところでございます。その上で「新分野の開拓」など意欲的な領域になるものと思いますけれども、GXの状況は相当動きが速い中において、5年間の中間評価でのPDCAではやや間尺が長いかという印象があります。社会が求めるスピードとマッチをさせる必要がないのかという印象を持ちます。民間の創意工夫を要する新しい領域の広がりとニーズの在り方が国際的な状況も併せて急速に変わってきている状況を思うと、5年間の計画は柔軟に考えつつ、少なくともGXについてはもう少し短い間尺でアジリティーを持って計画を見直せるような形があってもいいのかとは思います。

さらに、GXについてもう少し具体的にいいますと、現状のカーボンニュートラルへの貢献というものについては、やや電力に偏っているかという感じに見受けられます。他方で、バイオ燃料あるいは熱供給という電力以外でもPPP/PFIを推進していくことで、国際的な観点も含めて競争力をつけることに意味がある分野として、今後注目される領域は変わっていくかという感じがしています。こうした世の中の捉え方の変化に対してPPP/PFIが遅滞なくついていくことが重要ではないかと考えている次第です。

以上です。ありがとうございます。

- ○山口部会長 ありがとうございました。それでは、池田委員、お願いいたします。
- ○池田委員 池田でございます。発言の機会をありがとうございます。

質問というよりは御参考意見という程度で3点ほどです。見え消し版の1ページ、12ページですか、金融機関によるファイナンスの活性化や資金提供主体としてのファンドの育成、投資家からの資金調達というところと、12ページの「広域化・集約化に向けた支援等」というところ、全般として全く金融機関目線としても異存はないところでございます。実態としてあまりに案件規模が小さいと、開発コストと管理コストを考えるとファイナンス組成やファンド投資はやりにくいだろうと。そういう意味でも相応の規模が必要で、過去、例えば空港や水道事業など、広域化、バンドリング、集約化は一部進んでいるところもあると思いますが、重要なあたりかと。これは非常にレトロな話ではありますが、金融機関なり投資家なりが、資産査定と日本語で表現しますか、いわゆるデューディリジェンスと呼ばれるプロセスの中で、技術、環境、法務、会計、税務、こういったところを調べてい

く中のコストは案件の大小でそう変わってこないことを考えてくると、一定の規模は必要なのだろうと見てとっています。

2点目は、16ページ、マニュアル等の整理・周知による地公体の負担軽減、おっしゃるとおりだと思っています。特に私どもは実務を見ていく中で大事だと感じておるのが、官民双方にとっての入札手続の煩雑化、入札のプロセスですね。そういった意味では、このマニュアルの整理の際には、この部分が特に簡素化されることは、投資家の方の間口が広がるという点でも大事かと感じておる次第です。

最後、3点目が、20ページの「制度改善」というところにおけるプロフィット・ロスシェアリングの導入や損害の分担というコロナ禍を経てということでの記載のところでして、我々はまさに現場実態で感じますところ、コロナ禍を通して見た中で、独立採算を含む案件については、現状、少し民間側にそのリスクの偏りがあるかということを感じています。これは前回33回の部会で一部委員の先生からもお話があって、国の負担は結局は国民の税負担につながるので、それをどこまで拡大するのか、どこまでが民間がリスクを取るのか、バランスの問題はおっしゃるとおりだと思います。他方、あまりにも民間側の取るリスクが大き過ぎると、今度は長期でうまくいかない事例などが出てきたときに、結果、投資家等の意欲をそいでしまうと。これは他国事例としては、豪州とか、東南アジア、南西アジアなどでも、国によってはどういったものについては官の負担を大きくする、どういった事業に関しては政策的に民間側できちんとそのリスクを取る、また、その逆のケースということを意外とカテゴライズして、それこそ2掛ける2の4象限でビジネス領域を区切ってやっていくような、そういうフレームワークをお持ちの国もあるようで、そこら辺を含めてプラクティスはしっかり確立できるといいのではないかと、このように思っているところです。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西委員 私からは、目標の件は既にいろいろコメントが出ていますが、これは恐らく 私の解釈としては政治的意思が示されたのだろうという理解をしていますが、一方で、案 件形成それ自体が目的化していってしまうおそれを感じています。その中で、PDCAを回す という話は重要な話だと思いますので、案件形成自体が目的化していないかという確認が まず要るのかと。

それに関連して、この手法の進化・多様化ということなのですが、これはある意味で前回のこの部会でもコメントしましたけれども、もともとオリジナルのやり方というのは、契約的なガバナンスをやっていると。ですから、どういう性能を達成してくださいということが契約で決まって、民間はそれを達成するというのが、ある意味、責任と義務がはっきりしているという前提だったわけなのですが、こういった地域課題の解決というミッションになると、初めからどういうことを達成すればいいのかがなかなか契約で書けないの

で、そういう意味ではかなり関係的にやっていくことが決まっていくと。それが本質的な多様化の意味なのだろうと考えています。これはある意味で地方にとっては草の根の力がすごく重要なので、重要な方向性だとは思うのですが、難しいステージというか、ガバナンスとしては難しい方向に行っているのだろうと思います。例えば行政の担当者が替わったときに、始めた間柄はよかったのですけれども、そこから替わったときになかなかうまくいかなくなるという問題も、現場の人の話を聞いているとあったりするように聞いています。

もう一つが、案件形成自体が目的化するといったときに、ある意味でやれというか、ある意味でプレッシャーというか、民間のモチベーションを上げるようないろいろなことだと思うのですが、そういうモーメントが働くと、ともすれば、民間に甘い夢を見させて、なかなか思ったようにいかなかったみたいなことも可能性としては起こり得る。そのときに、きちんと行政側が責任を取れるのかという問題があって、民間にしわ寄せをそのまま押しつけると、これはPPPのスキームの信頼性自体に関わってくる話で、いろいろ優遇措置をしたけれどもなかなかうまくいかなかったときに、最後は民間にしわ寄せがいくということでは、長期的にはなかなか難しいねということになりかねないので、そのようなリスクも頭に置きながら、やるということになればきちんとモニタリングしながら進めていく必要があるかと思いました。

長くなりましたが、以上です。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、3名の委員の御意見について、事務局より回答を御簡潔にお願いいたします。 ○茨木企画官 大橋委員から、PDCAのサイクルは5年では長過ぎるというお話がございま した。アクションプランの最終ページに重点実行期間の5年間が終わったときに総括的に フォローアップするということが書いてございますけれども、5年目標とか10年目標、こ ういったことについては毎年、あと、アクションプラン全体についても毎年基本的にはフ オローアップしていきたいと思いますので、その時代の変化に遅れないようなアクション プランの記載であったり施策内容をアップデートしていく。特にエネルギー、GXとか、そ ういった点ですね。今は電力に傾いているというところで、バイオ燃料や熱供給といった ものもアンテナを高くして、関係省庁とも連携しながらアップデートを図っていければと 思ってございます。

今回ローカルPFIということを前面に出していますので、小規模ばかり出てくる、そういったわけではなくて、当然広域化、バンドリング、そういったところで規模の確保もしっかり継続的に図ってまいりますので、その打ち出しというか、そういうところは留意していきたいと思っております。

○阿部補佐 大西委員から御指摘のありました契約におけるガバナンスの件については、 まさにおっしゃるとおりで、自治体と民間企業が関係性を構築していく中で地域課題を解 決していくことを目標として据えているものになります。ですから、モニタリングをどう 進めていくのかといったところは非常に課題になるかと理解しています。関係性の中から解決できそうな課題が、例えばPFIという形で事業化することが決まった場合は、その事業については、契約でしっかりとアウトカムを設定していくというところが重要なのかと思っております。そのため、複雑なスキームになっていくという面は私も認識しておりますが、計画段階ですとか、課題を深掘りしていく段階においては、それぞれの関係性において内容を深めていく、その中でこれについて事業化しようとなった際には、切り分けていくことを想定して、事業化を推進していきたいと思っています。

以上です。

○松川補佐 池田委員のコロナ禍における独立採算型事業で民間にリスクを負わせ過ぎではないかといった御意見につきましても、今般、新型コロナウイルス感染症の対応を改めて振り返って、どういった対応の仕方がよかったのか悪かったのかを含めて、振り返りの取りまとめを行いたいと考えております。その中で御意見も参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

- ○茨木企画官 事務局、以上でございます。
- ○山口部会長 ありがとうございました。

大橋部会長代理、池田委員、大西委員、よろしいでしょうか。何か追加があればおっしゃっていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、一通り御意見を賜りました。

最後に、私から意見を申し上げたいと思います。私からは4点ありまして、1点目が、先ほどから議論になっているローカルPFIなのですけれども、今回の文章ですと、ローカルPFIをどんどん分野にかかわらず推進していくというニュアンスが取れるのですけれども、ローカルPFIといった場合に、向く事業と向かない事業はあるのではないかと考えています。本来、例えば高度な先端技術を活用することでより効率的かつ効果的な管理運営が可能なスキーム、例えばウォーター関連でいうと、管路劣化の監視診断技術であるとか、AIを活用した設備の運転監視とか、そういったものを含めたスキームを考えた場合に、その地域事業者が保有していない技術、ノウハウの重要性が高いスキームを導入したほうが実際により効率的・効果的な事業になるはずなのに、地域事業者の能力の制約によって事業手法の選択の制約を受けてしまう、これでは本末転倒だと思いますので、その事業に応じた最適な事業手法の選択を阻害しない形でローカルPFIが運用される、そういったところが分かるような記載とか、今後の方向性を示していただく必要があるのではないかというのが1点目です。

2点目が、ウォーターPPPということで、先ほども高橋委員からも御意見がありましたけれども、これは結局どんな内容なのか、具体的な内容が分からないので、これは早急に全体図を示していただく必要があると。これでウォーターPPPといっても、単なる浄水場や下水処理場の包括的民間委託みたいなものを含めてしまうみたいな話になると本末転倒で、

数値目標だけ達成するみたいな話になってしまうのではないかというのはかなり懸念していますので、このウォーターPPPがどういった枠組みなのかは早めに示していただきたいというのが2点目です。

3点目で、ウォーターPPPなのですけれども、10年目標で水道100件、下水道100件と示していまして、これを見ると水道と下水道がそれぞれ100件やるのかと読めるのですけれども、国土交通省が水道の整備・管理行政の大半を引き継ぐことになりましたので、今後は上下水道一体管理のPPPが増えていくのではないかと思いますので、この100件といってもダブルカウントということになると、トータル575件であっても実数はそれより少なくなりますので、そういった省庁の行政範囲の変更があるわけですから、例えば水道の100件とか下水道の100件で上下水道一体型のものも含むとかという形で書いていただかないと、これを見ただけでは別々に100件やるのかと読めてしまいますので、その辺りは分かるようにしていただきたいというのが3点目です。

4点目が、これもウォーターPPPに関連するものですけれども、水道、下水道、工水に関しては、もともと5年目標ではコンセッションもしくはコンセッションに準ずるものという形で、5件とかという形で提示をされているのですけれども、10年目標ではコンセッションが消えてしまってウォーターPPPとしてまとめて100件とか25件という形になっているのですね。そうすると、ウォーターPPPがどういった範囲を含むのかによりますけれども、もともとの5年目標はどこに消えてしまうのというのがかなり心配で、特に件数が100件と上水、下水は多いので、100件でウォーターPPPでまとめて終わりではなくて、ウォーターPPPの中で具体的にどのスキームが何件、どのスキームが何件という形で内訳を示していただくのか、あるいは100件のうち5件あるいはもう少し多い10件とかはコンセッションであるとか、もう少し整理をして示していただく必要があると。これは2点目に意見を述べさせていただいたウォーターPPPの具体図を早急に決めないとその辺りの目標設定もできないとは思うのですけれども、その辺りを整理していただく必要があるのかと。

それと関連して、5年目標が結局5件とかでフィックスになっていますけれども、ウォーターPPPを導入するということであれば、その5年目標自体も見直さないとまずいのではないかと思いますので、これは来年の課題と思いますが、その点、少し検討が必要なのではないかと思います。

私からは以上です。

もし事務局から御回答いただける内容がありましたらお願いいたしたいと思います。 〇阿部補佐 ローカルPFIの件につきまして御説明させていただきます。資料1でも記載 しているとおり、ローカルPFIの定義の中で、必ずしも地域企業を参画させなければいけな いという形にはしてございません。そういうことで、例えば先ほど水道の技術での話を御 指摘いただきましたけれども、これを地域に普及させていって地域事業者のレベルが上が るとか、もしくはすぐにはほかの具体的な例が私も出てこないのですけれども、そういっ た形で地域に何らかの裨益があるという点で、地域の社会や経済面での向上が見られると いう事業については、地域の課題に即した何らかの指標を立てて、ローカルPFIとして標榜 していただくことを考えております。したがって、ローカルPFIという言葉を使うがゆえに 経済的な効率性を劣後させてもいいということではないという点を補足させていただきま す。

以上でございます。

○茨木企画官 ウォーターPPPにつきましては、スキームですね。早急に関係省とも連携を して、全体図を示せるように取り組んでいきたいと思います。

また、5年間でのコンセッションを中心とした目標も、これも当然今も残っておりまして、10年目標の中に含まれておりますので、目標についてもそういったことになってございます。

事務局から以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

そうしますと、予定の時間になりましたので、質疑はここまでにさせていただけたらと 思います。

その他に御意見や御質問のある方は、事務局にメール等で御連絡をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事(2)について、事務局から御説明をお願いいたします。

〇松川補佐 改めまして、事務局のPFI推進室で総括担当の参事官補佐をしております、松川でございます。

議事(2)の各種ガイドラインの改正案につきまして、説明申し上げます。資料 2-1 を御覧ください。

1ページでございます。今般は4本のガイドラインの改正を検討しておりまして、具体的には事業実施プロセスに関するもの、VFM、契約、公共施設等運営権、これらのガイドラインにつきまして、昨年末のPFI法改正の際の国会審議における指摘等を踏まえまして、主に以下のような改正を行いたいと考えております。こちらにつきましては、本日御議論いただいた後、親会議のPFI推進委員会での審議を経て、アクションプランと同じタイミングで決定することを予定しております。

内容としましては「1.労働条件」ということで、PFI事業において民間の労働者の賃金等の労働条件が悪化しないようにすべきとの指摘がありました。こちらにつきましては、当然のことではあるものの、労働関係法令を遵守し、社会保険料等の適正な積算を行うことが必要であるといった旨を追記したいと考えております。

続きまして、2.の地域企業の参画につきましては、先ほど来、議論がローカルPFIの文脈でもありましたけれども、地域のまちづくりの中核を担う地域企業が参画しやすいようにすべきと。もちろんそれだけしか参画できないというわけではないのですけれども、そういった指摘を踏まえまして、プロセスガイドラインのほうに、民間事業者の募集時の基本的な考え方の一つとして、既に地方公共団体でそういった取組が行われていることを踏

まえまして、入札時の評価項目に地域企業の参画の有無ですとか、地域経済への貢献といったものを取り入れるといった工夫が想定されると。これもそうしなさいというわけではなくて、想定されるという旨を追記したいと考えております。

続きまして、3.の災害時の利用につきましては、例えば体育館等の施設をPFI事業で行う場合に、災害時の避難所等として確実に公共が直営でやっていた場合と同じように利用できるようにすべきとの指摘がありました。これを受けまして、PFIの施設というのは公共性が高いものであるため、各施設の用途も踏まえて、災害時の被災者の受入れ等に活用できることが望ましいといった旨を追記したいと考えております。

続いて、4.の会計検査院の報告につきましては、令和3年5月に会計検査院の報告において指摘を受けておりました内容としては、あくまで国の事業が対象ではありましたけれども、PFI事業のVFMが大きく算定されていた可能性があることから、今後の事業においてより適切に評価が行われるよう、VFMガイドラインの改定等について検討すべきとされておりました。こちらを踏まえて、詳しくは次のページで説明申し上げますけれども、公共が実施した場合の公的財政負担見込額を適切に捉える観点から、過去の類似施設の落札価格等を基に算定するといったことを追記したいと考えております。詳しくは後ほど説明申し上げます。

最後、5. はコンセッションに関する実施方針の変更手続ということで、昨年末の法改正において、コンセッション事業について柔軟な増改築が行えるよう、事業開始後に実施方針の規模や配置を変更できるという手続を設けました。こちらについて、適切な運用がなされるように記載を追記するものでございます。右のほうで、具体的には、例えば設定された運営権の運営等の内容から逸脱したり、施設の立地、いわゆる住所に変更が生じたりしないように留意して、もともとの運営権と違うものになってはいけないのですということを追記したいと考えております。

それでは、次の2ページに移っていただきまして、VFMガイドラインの改正案の中で、競争の効果の反映というところについて、絵を使って説明申し上げたいと思います。上の1つ目の○は御案内のとおりだと思いますので、2つ目の○について、左下の図を御覧いただきたいと存じますけれども、会計検査院報告におきましては、左下の図でいうと右側のPFIのほうの公的財政負担の見込額については、落札価格を基に算定されるため、入札による価格下落という会計検査院の言葉でいうと競争の効果が反映されていると。一方で、左側の従来方式の見込額については、国の事業の例ですと、例えば基本設計を踏まえて予算単価を積み上げるといった形で算定することがありましたので、入札による価格下落が想定されていない、そのため、2つの間の差であるVFMが過大に見積もられているのではないかとの指摘がございました。そこで、右下の図のように、今般の改正において、従来方式の見込額につきましても競争の効果を反映したものとなるよう、地方公共団体で多く採用されている手法と承知しておりますけれども、過去の類似施設の落札価格等を基に算定するといった方法を明記したいと考えております。これによって両者を同じフィールドで比

較できるようにしたいといった考えでございます。

そのほか、VFMガイドラインについて、割引率についてのより丁寧な解説等々、改正を盛り込んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がございます方は、挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次指名させていただきます。いかがでしょうか。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 御説明ありがとうございました。

私からは2点であり、いずれもVFMに関するガイドラインの改正案についてです。一つは新旧対照表の中での記載で、最初の一の2のところの(3)です。PFI事業の類型とVFMの評価について、ジョイント・ベンチャー型といったものが一体どういうものを対象としているのかを、注意書でもいいから記載する必要があると思います。というのは、下のただし書のところにもあるように、独立採算となる部分が比較的小さい場合という、言わばサービス購入部分と独立採算部分とあるようなものをジョイント・ベンチャーと言っているところがあります。そこら辺、考え方がいろいろになっているのではないかと思うので、どこかで定義をしておいていただきたい。

ジョイント・ベンチャーの計算の方法ですが、これまでのところは具体的には書いていなかったけれども、今回、運営権と同じような評価方法で行うことが望ましいとし明記されました。ジョイント・ベンチャー型は、PFIの実績において類型としては結構多いと思います。その中で、どのように計算してきたかというと、サービス購入型で算定する方法と同じような形で算定してきた事業も多数あると思います。ですから、そこのところを否定しないような内容にしておいていただきたいと思います。

2点目としては、3ページの「現在価値への換算」の話の中で、リスクフリーレートを用いていきますということで、かなり詳細に記載をしていただいているところであり、考え方としてここに書いてあるとおりだと思います。気になったのは、非常に超長期の場合、最近は超長期といったものがないのですけれども、30年になった場合に基準金利の見直しみたいなことをしているような事業も実際にあって、その場合はここに書いてあるような直近の事業期間に近い国債の利回りを採用という記載だけだと足りないのではないかと思います。そうではない場合もあるが、最近は30年がないので気にしないということなのか、それとも、そこら辺はきちんともう少しフォローして書いておくべきなのか、どのようにお考えなのかをお伺いできればと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

- ○山口部会長 ありがとうございました。それでは、高橋委員、お願いいたします。
- ○高橋委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。1点だけなのですけれども、運営権ガイドラインの改 正案新旧対照表で、いただいた資料2-5ですね。7ページの2-2. 実施方針の変更提 案に基づく変更の範囲の記載の読み方の確認だけさせていただきたいと思っているのです が、よろしいでしょうか。2-2の(1)の後半、真ん中ら辺から「例えば」といって、 建物の増改築部分が構成部分として付加する程度を超えて別個の建物として見られるべき ものである場合が一つと、あと、②③の運営権の登録事項に変更が生じる場合というのは、 それぞれこれは変更提案に基づく変更の対象、変更提案でやるのを超えているから駄目だ よという記載があるのですけれども、ここの読み方の確認をさせてください。何でかとい うと、私の知る限り、コンセッションで運営権の設定がされるパターンは結構いろいろな パターンがあって、1棟の建物をそもそも目的にして、そこの建物1棟に対して運営権を 設定しているパターンがあるのと同時に、空港のコンセッションだと建物という概念でや っていなくて、空港法に基づく告示の範囲の空港全部に対して1つの運営権を張りつけて いるというやり方をしていて、物としての一個一個の施設、建物1個とか、施設1個、設 備1個という単位で運営権をつけているわけではなくて、告示の空港施設全体に運営権を つけているというのがあるのですね。そうすると、空港の場合は、例えばというところで いったら、前段で読んでしまうと、建物が空港の施設、告示の範囲内で建物の配置が変わ った場合、もう変更提案できないということになってしまうのですけれども、そのような ことはなくて、告示の範囲の中で告示された形の空港の同一性を保てれば、それは登録簿 の中身には変更が生じないので、そういう空港の場合には「例えば」の後段のほうを主に 想定して当てはめるという理解の仕方でいいのですねというところの確認をさせていただ きたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、これまでのお二人の御意見について、事務局から回答を簡潔にいただけたら と思います。よろしくお願いいたします。

○芦原主査 VFMのガイドラインのところについて担当しております、芦原と申します。よろしくお願いいたします。

吉田委員からいただきました御質問の件でございます。把握しているところは、3つあったかと思いますけれども、1点目につきまして、ジョイント・ベンチャー型について注記すべきではないかという御指摘については、確かに確たる定義が今まで示されているわけではございませんけれども、特段今回の改正の中で何か新しいものを加えたつもりはございませんので、従来の内容をきちんと踏まえた注記を加えていく方向で対応してまいりたいと思っております。

2点目につきまして、ジョイント・ベンチャー型について従来方式としている点について、独立採算型で計算する場合についても否定をしないでいただきたいという御趣旨であったかと理解しておりますけれども、この点については全くおっしゃるとおりで、ただ、

拙い表現であった点について誤解をさしあげたとすれば申し訳ないところでございますが、あくまでこのジョイント・ベンチャー型について「ただし」と書かせていただきましたのは、これは実はジョイント・ベンチャー型でやっておられる事業の中に非常に影響力が強いというか、いろいろと参照されている大きな事業もございます。その中に従来型で計算をされている事例がたまたまございましたので、それがあちこちで参照されているようですので、逆に私どもとしては、こういった従来型で算定をされているものを否定したくないというつもりで入れておいた表現でありまして、逆にこういったことを書くことで独立採算型で計算するのはやめてくれという受け止め方をされるのであれば、そこについてはきちんと文言を整理して、誤解のないように努めてまいりたいと考えてございます。

あとは、割引率のところでお話をいただきました。長期利回りにつきましては、長期の国債利回りを使っていただきたいという点で文章を作成してございます。ただし、そこのところに実は御指摘をいただいたようなまさに10年ごとに見直しをするようなプラクティスもあるというところについては、私どもなりに理解はしておりまして、年限が近い国債の利回りを使う場合もあると思いますし、そうではなくて、割賦手数料を計算する際に使っている利回りと。10年ごとに見直しをするというプラクティスの中ではここの部分の利回りを、まさに割賦手数料の計算の利回りを改定していくと聞いておりますので、この利回りを見直す、基にして計算をしていただく。ただし、その場合には、基準金利がTSRだとしますとプラスでスプレッドがついていますので、そこについては調整をしていただく必要があると思いますけれども、まさにそういった10年ごとに見直しをされる利回りを使っていただくということでよろしいのではないかということで、これも表現が稚拙で大変恐縮でございますが、分かりにくいというお話であれば、表現についてはきちんと修正をしてまいりたいと考えてございます。

取りあえず以上でよろしいでしょうか。

- ○吉田委員 少し表現を検討していただけるということで、よろしくお願いいたします。 ○芦原主査 ありがとうございます。
- 〇松川補佐 続いて、高橋委員の運営権ガイドラインに関する御指摘につきましては、資料 2-5 の P の 7 の 2-2 の (1) に関する御指摘でございまして、真ん中あたりの「例えば」以下の記載で、空港といった複数の施設を対象として広い範囲で告示で示された地域を対象として設定されたような場合に、この「例えば」以下の従前の建物構成部分として付加する程度を超えてしまうのではないかとか、運営権の登録事項に変更が生じるのかとか、そういったところに当てはまってこの手続が使えないのではないかという御指摘かと思いますけれども、それについては先生の御理解のとおり、空港事業で複数の施設をもともと指定して運営権を設定している場合については、一個一個その中の施設が増えようが、運営権の内容が変わるものではないと解しておりますので、問題なくこの手続は使えると考えております。

以上です。

- ○高橋委員 ありがとうございます。よく分かりました。
- ○山口部会長 それでは、本田委員、朝日委員の順でお願いしたいと思います。 まず、本田委員からお願いいたします。
- ○本田委員 VFMガイドライン改正案の概要について1点申し上げます。初めに、従来方式で得ることができない施設機能であるとか、サービスの向上に寄与しているということを、例えばVFMガイドラインの改正案の概要だけ見ていると本当に価格の点しか出てこないので、そこが誤解のないように、今までVFMに表れてこない価値みたいなものの議論を積み重ねてきたわけでありますので、例えば表の欄外に参考として、せっかく今回のアクションプランで地域課題の解決などをいろいろと網羅していただいたわけでございますので、ここに参考としてVFMに表れない価値ということで例えばアクションプランの1ページを参考とか、そのようなことを付記していただければいいのかと思いました。
- ○山口部会長 ありがとうございました。それでは、朝日委員、お願いいたします。
- ○朝日委員 ありがとうございます。

プロセスガイドラインの地域企業参画のところなのですけれども、こういったことも想定されるといった形で、今回の改定の方向性に合った形で異存ないのですけれども、新設でこういうことを入れていくと、公共調達の総合評価の流れと同じように、別のその事業自体の目的プラス、マルチに目的がなってくる。そこで入り口で地域要件などにコミットしたら後でほかの目的の達成がどうなったかをモニタリングする必要があるかと思うのですけれども。地域要件を入れた入れないで、その結果、VFMなりそういった成果がどうであったかを後で評価していくような、モニタリングしていくような枠組みは考えられるのでしょうかというところが質問です。

〇山口部会長 それでは、事務局からお二人の御意見、御質問について、御回答をお願い いたします。

○松川補佐 まず、本田委員の御指摘に関しまして、おっしゃるとおり、残念ながら今の VFMガイドラインでは多様な価値みたいなものをどのように算定するかということは書いておりません。ただ、今のガイドラインでも定性的な評価を行うことも考えられるといった記載は書いてございます。そこは変わらずでございまして、また、前回の計画部会でも御指摘いただいたかと思うのですけれども、今後どのようにいわゆるコスト偏重というか、コストに重点を置いたVFMの算定の仕方と、多様な効果を踏まえたローカルPFIの地域における効果をどのように一緒に考えていくかということについては、改めて今後検討していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、朝日委員の御指摘について、もう一度御質問を確認させていただきたいのですけれども、地域要件をつけたことについて、モニタリングの中でどのように見ていけるか、その効果を検証できるかといったことでよろしいですか。

○朝日委員 そうです。

○松川補佐 ありがとうございます。

そちらについても、まだ今はこのガイドラインの改正については本当に第1弾での付記でございますので、ローカルPFIに関する内容、今後検討を深めた上で、また次にガイドラインを改正するときにどういった内容を入れられるかなどを含めて検討したいと考えております。ありがとうございます。

以上です。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

それでは、大西委員、池田委員の順でお願いいたしたいと思います。

まず、大西委員からお願いいたします。

○大西委員 これは素朴に教えていただきたいのですけれども、ガイドラインのこの「3. 災害時利用」で、災害時の避難所として確実に利用すべきと書いてあるのですけれども、ここに書かないと利用できないような理由は、逆に言うと、どういうときに利用できないのか。つまり、サービス購入型などであれば、使用に関する権利は公共が持っていると思っていたので、仮に利用できないときはどんなケースが想定されているのか教えていただけるとありがたいのです。

以上です。

- ○山口部会長 池田委員、お願いいたします。
- ○池田委員 池田でございます。発言の機会をありがとうございます。

VFM計算における割引率という、これも質問というよりは参考にしていくようなことで の意見具申です。具申といっても、書いていただいていることに関して違和感はございま せんというのが結論ではあります。実務を担う側として御参考ではあるのですけれども、 例えば25年の事業があるというときに、国債の利回りは実はそれにぴったりする25年債、 24年債みたいなものはないときに、インターポレーテッドという表現になると思いますが、 20年と30年の間の中間をリニアで取るみたいなものは実務世界で非常に多くやっているだ ろうと。ちょっと変わってくるのが、我々PFI/PPP向けのファイナンスをやる、例えばプロ ジェクトファイナンスという手法をやる金融機関またはその事業者さんと、レバレッジド バイアウトファイナンスのM&Aのファイナンシャル部隊で、同じようなことをやっていて 違うプラクティスを時々思うなというのが、M&Aの案件などで企業合併などをやるときは、 ごりごりのマーケットなので、今日この瞬間、その事業が成立するこの瞬間の足元レート が正であるというものに対して、プロジェクトファイナンス、PFI/PPPのお客様が金利期間 を見るときというのは、かなり長い期間を見ていて、永続企業価値でも見ないという観点 で、ここの参考例で書いていただいたような平均値を取ると、本来これは実は金融の理屈 上、間違っているはずなのですね。理屈上は今日の割引率、今日の価格が正しい価値なの ですというはずなので、ぶれるのですけれども、そういうものは実際に採用されているの で、その観点で間違いないという言葉はあれですね。違和感はないなと。この場ではあく まで公共サイドの割引率という意味におけるリスクフリーレートということをおっしゃっ

ておられると思いますが、民間から見ると、これはキャピタルアセットプライシングモデル、資本資産価格算定モデルという、いわゆるブラック・ショールズのモデルを使うのですが、ここの中でまさにそういう議論はよく出てくるなという感じです。御高承のとおり、例えば日本でいいますと、10年債のところのイールドカーブは随分変わっているとか、非常に特殊事情もありますので、この点でもモデレートな動きをするものという意味で平均値を使ったり、インターポレーテッドを使ったりというのはよくあるであろうと。

もう一つ、最後にプラクティスとして、20年、30年の事業なのに実は10年債を基準にするという実務上のことも、まま私自身は見てきたかと思っています。これは発行されている債券の量の本数が多いものに依拠するというのが安定性が高いということで、ここから数字の補正をやっていくというのもよくあるなと。これはもう正直何が正しい正しくないというのは、理屈はあるはあるのですけれども、実務としてどうかは別問題、ずれているかと感じております。

余談ではございましたが、以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、お二人の御意見、御質問について、事務局から御回答をお願いいたします。
○松川補佐 大西委員の災害時利用でそもそもPFIの施設が使えない場合はどういうことを想定しているのかという御指摘なのですけれども、特に具体的にそういうものが使えなかったという事例を承知しているわけではなく、あくまで国会審議の中での懸念ということで、PFIに任せると民間が自分たちの利益を優先して動くだろうから、公共が災害時に使おうと思っても自由に使えないのではないか、少なくともそういうことがあってはいけないのではないかといった御指摘がございました。これについては、担当の岡田大臣からも当然そういったことはあってはいけないので、何かしら我々からも働きかけていきたいといったお答えを申し上げているところです。そういった意味で、具体的に何かそういった場合を想定しているわけではないのですけれども、今、ガイドラインの当該部分の記載は、PFIのもともとの考え方で、性能発注を基本として、民間になるべくできるだけ委ねられるものは委ねなさいといった記載になっております。そこに一方ということで、やや注釈的に、ただ、こういった当然使わなければいけないときは使えるようにしておいてねといったことを付記するといった程度でございます。

以上です。

○芦原主査 池田委員からいただきましたお話につきまして、御回答させていただきます。まず、20年と30年の間、25年の事業の割引率について、線形を仮定して中間を取る(いわゆる「線形補間」)というお話については、十分妥当性のあるお話だと私個人も考えてございます。そういったところにつきましては、少し話が替わるかもしれませんけれども、今回本件改正をするに当たって、地方自治体においてどのように実際にVFMが算定されているのか調査をいたしました。これについては調査結果を公表させていただいているところでございますが、その中でも実際に今、お話がありましたようなプラクティスがござい

ましたし、そういった実際の慣習、慣行を踏まえて、できるだけそれを壊さないように今 回案文作成をさせていただいたところでございます。

CAPMのお話につきましては、これは運営権ガイドラインで書かせていただいておりますコンセッションの部分では、まさにCAPMを用いて出すという形になってございまして、今回独立採算型の事業についてもそのやり方でやっていただきたい、まさにこれが民間に近いやり方だということで案文に書かせていただいたところでございます。他方で、大きな収入が見込みづらい事業がございますので、そういう類型についてはなかなかCAPMで出すのが難しいと考える向き向きもありますので、そういった場合には、今までの従来型で算定して頂いても差し支えない旨を明記致しました。特に皆さん御心配されているのが、今、10年債利回りが非常に低いときに、例えばこれをどのように扱って実際にVFMを出すのかという点ですが、その点については、どちらの自治体の事例でもいろいろな工夫をされていました。その際に、ここに書かせていただきましたような20年債あるいは15年債といったものの金利を使っておられる方もおられましたし、かつ5年あるいは10年程度の過年度平均を取っておられる団体もおられましたので、そういったプラクティスがあるという点について、こういったガイドラインの中に少し書かせていただいて、皆さんに共有することができればと考えた次第でございます。

取りあえず以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。どうぞ。

○大西委員 先ほどの件なのですけれども、単なる興味という以上に、国会議員の質問に対して、なぜ災害時にこれは使えることを契約でも担保されているという形でレスポンスできないのかというところなのですね。ガイドラインに載せてしまうと、あたかも「望ましい」ということは、もしそうしなかったら災害時に使わせないことができるという可能性を示唆しているように見えるので、契約でこれは担保されているのか担保されていないのかが一番重要なポイントだと思うのですけれども、その辺、確認いただけるとありがたいのですが。

- ○山口部会長 事務局、いかがでしょうか。
- ○松川補佐 おっしゃるところ、実際に議員からの質問をいただいたときに実例を幾つか調べてみましたところ、PFIの契約とは別の申合せというのですか、事業者と公共の間の契約ではない外側での合意で使えることを定めている場合がございました。一方で、契約ですとか、そういったそれ以外の申合せで定めていない場合もございました。確かにそういった場合については、実際に本当にそういうことがあったときにちゃんと使えるのかどうかが不明確ではないかということも我々として感じておりましたので、国会の場では今後ちゃんとそういうことができるように働きかけていきたいと答えた次第です。
- ○大西委員 分かりました。協定だと思うのですけれども、災害が起こったときにきちん

とそれが使えるという担保を仕組みとして整えておくというのは確実に必要なので、できればそれは契約の中で本来はやっておくべきことなのではないかと。それこそがこれが公共サービスであるという一つの定義だと思うので、本来は契約で担保されている事項ではないかと私は考えます。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、加藤委員、難波委員の順で御意見を伺いたいと思います。

まず、加藤委員からお願いいたします。

○加藤委員 私も今、池田先生の議論でほぼ議論が尽きていて、感想です。VFMのことです。ここでリスクフリーレートを使われているということで異論はございません。一方で、逆の議論がされていることがあるということで、PFIでなく公共事業では社会的割引率が4%で設定されていて、それが今、議論されているところで、市場金利に近づけるべきだという理由で割引率を下げたほうがいいという提案もあります。これは背景に便益が小さくなるから社会的に必要な事業ができないという考えがあるのだろうと思うのですけれども、そもそも割引は時間選好の考え方ですから、主観的価値です。だから、池田先生がおっしゃったように正解はなくて、割引率とは何ぞやという議論から始まるわけです。

実務の話として、アメリカの報告論文などを読んでいると、変更するとか、あるいは変動が予想されるときには、並列して示すということがあります。実際に日本の公共事業でも長期金利で割り引いて出したものと4%で割り引いたものを並列して出している自治体があって、これだけ違うのかという形で感じたことがございます。今後変動局面での取扱いを自治体に周知していただくということかと。これはあくまで感想でございますので、御返答は結構でございます。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波委員 私から3点か4点ほどあるのですが、先ほどお話が出ていた災害時の取扱いに関してなのですが、これは契約で定めるべきなのか、協定で定めるべきなのかは、いろいろ御意見はあるのかと思いつつ、公共施設、公共サービスであっても例えば避難場所と指定されていないところとかもあって、そういうところに対して避難者が来てしまったときにどうするのかとかというのは、なかなか契約ですべきことなのかというよりは、協定で定めたほうが自然なのかという気はしていたりします。一方で、災害時であっても、BCP等は策定していただいた上で、しかるべき措置は取るべきであるということも当然ですし、加えて、自治体さんで災害時に使えるようにしてくださいと書いてあっても、例えば官民の間での連絡体制をどうするとか、連絡網をどうするとかが一切定められていないとか、費用弁済に関してのことがよく分からないまま通常の公共施設としてやって、民間の独立採算施設部分が関わっているようなものであっても通常の公共施設的な考え方をしている

ところもあったりするので、その辺りはかなり個別の話にはなってきてしまうのかもしれないですけれども、今後もう少しそういうところも皆さんで議論できる場があるといいなと伺っていて思いました。感想です。

続いて、プロセスガイドラインの地域企業の参画というところで、先ほど来、議論のあるところですし、前回も少し議論があったかと思うのですが、地域企業の参画を評価するというのは一つの方向性なのかとは思いつつも、それが必ずしもバリュー・フォー・マネーが高まるとは限らないというのも事実だと思いますし、ここの文言で「公平性・透明性の確保」とあるのですけれども、併せて「競争性の確保」も入れてほしいとは思いました。その場での落札時点あるいは入札時点において地域企業も参画しているというのが一つの評価軸だと思うのですが、長期的な地域経営ということを考えたときには、むしろ地域の産業を育成するための何か方策を取っているかとか、より長期的な視点で地域を官民で経営していこう、運営していこうということをもう少しイメージさせるような文言みたいなものがあるとよりいいのかと思いました。

最後にしますが、もう一つ契約ガイドラインに関して、今後の議論でいいと思うので、今回特にこういうことを入れてくれというわけではないのですが、新分野や新技術という話をアクションプランの中でも出していかれている中で、技術革新があったときの契約変更等の取扱いを今後ぜひ議論をしていっていただければと思っています。これは前回か前々回の部会の中でも一度お話をさせていただいたのですけれども、設計変更の要求水準の変更あるいは法令の変更に関わらないけれども、技術革新によって長期的な運営期間あるいは工事期間の中で陳腐化してしまった技術があったりした場合に、新しい技術を取り入れて、必要に応じてサービス対価の見直しができるとか、そういったものもぜひ今後の議論として皆さんで議論していただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

○山口部会長 ありがとうございました。

それでは、お二人からの御意見について、事務局より御回答いただけるものがありましたらお願いいたします。

○芦原主査 加藤先生からいただきましたお話につきまして、簡単にコメントだけさせていただきます。VFMにつきましては、本委員会に経済学の御専門の方にも先生をはじめ御参加いただいている趣旨としまして、社会厚生の改善ですとか、そういったものも含めて計測すべしという高い理想があるという点については理解をしてございます。ただ、それについては中長期的に解決していかなければいけない課題だと思っておりまして、現時点では基本方針やガイドラインは効率性を取りあえずそれぞれの個々のプロジェクトについて計測してくれと求めておりますので、あくまでもそれにのっとって個々のプロジェクトについて金銭的にどの程度効率性が実現されるのかに絞って計測をしているところでございます。このような場合には、先生のお話のような社会的時間選好率のようないわゆる選好という観点よりは、まさにどれだけ効率性があるのかというところに絞った、いわゆる金

銭的な割引率を使うのも一つの考え方と考えておりまして、そういった趣旨で今回の改正案についても今までと同じように、まず金銭的な割引率についてきちんと整理をしたいという趣旨でまとめさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。○松川補佐 続いて、難波委員の御指摘の資料2−2のプロセスガイドラインの2ページの地域企業参画のところで「競争性」も追記すべしということにつきましては、検討したいと思っております。ただ、もう一つの地域全体の視点から地域に裨益するような効果みたいなものについては、まだこれからローカルPFIの研究を進めた上で、実際、評価項目としてどういったものを入れられるのかを考えていきたいと思っております。今、ここに書いてある3つの地域内に拠点がある企業の参画の有無、当該企業への業務の発注、地域経済への貢献といった点につきましては、過去の本部会においても実際に調べた上で、地方公共団体が入札の中で用いている項目ということで挙げさせていただいているので、今の

もう一点、おっしゃっていただいた契約ガイドラインの中での新技術があった場合の契約変更の取扱いについても、引き続き検討していきたいと考えております。

段階ではこれらのものでとどめさせていただいて、今後の検討とさせていただきたいと考

以上です。

えております。

- ○山口部会長 加藤委員、難波委員、よろしいでしょうか。 では、本田委員からお願いいたします。
- 〇本田委員 1点申し上げるのを忘れました。地域企業参画に関する項目の追記についての意見であります。全国の自治体から問合せをいただいている中で最も多いのが、参加要件や評価基準に地域企業参画に関する項目を設けているかどうかでありました。その必要について、公平性を勘案して悩んでいる自治体もあったことから、今回の改正でそれが明記されたことは非常によかったと考えております。

以上であります。

- ○山口部会長 ありがとうございました。 事務局、いかがでしょうか。何かコメントはありますでしょうか。
- ○田村参事官 大丈夫です。特にありません。
- 〇山口部会長 それでは、時間も押していまして、挙手いただいた委員の皆様からは一通 り御意見をいただきましたので、質疑応答はここまでとさせていただければと思います。 それでは、本日の議事は以上といたします。

事務局にお返しいたします。

○田村参事官 委員の先生の皆様、本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうご ざいました。

なお、本日いろいろ御指摘、御示唆をいただきましたが、必要に応じて文言の修正があります場合は、計画部会としてのアクションプラン改定案の最終調整につきましては、山口部会長への御一任とさせていただければと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田村参事官 ありがとうございます。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、本年版のアクションプランについては、 次に5月18日にPFI推進委員会が予定されておりまして、そちらでの審議を経て、さらに後 日開催予定のPFI推進会議において決定される予定でございます。

なお、委員の皆様方には、アクションプランが決定されましたら速やかに御案内をさせていただきたいと存じております。

これまで委員の皆様におかれましては、活発な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。